

第4章-1 災害の応急対策（自然災害）

目次

第1節 情報を収集伝達する

- 1 災害時における基本的な情報活動…………… 第4章-1-2
- 2 災害に関する予警報等の発表及び伝達…………… 第4章-1-3
- 3 被害等に関する情報を収集する…………… 第4章-1-3
- 4 県等へ報告…………… 第4章-1-4
- 5 通信を確保する…………… 第4章-1-5
- 6 被災者支援のための情報の収集、活用…………… 第4章-1-6

第2節 水防活動を行う

- 1 警戒活動を行う…………… 第4章-1-7
- 2 水門、閘門及び堰堤、樋門、排水設備等の操作を行う…………… 第4章-1-8
- 3 水防工法の活用…………… 第4章-1-8
- 4 水防活動要員の安全確保…………… 第4章-1-8
- 5 決壊対応を行う…………… 第4章-1-8

第3節 津波、高潮からの防護を実施する

- 1 管理、閉鎖体制…………… 第4章-1-9
- 2 閉鎖状況等を報告する…………… 第4章-1-10
- 3 閉鎖すべき海岸保全施設等…………… 第4章-1-10

第4節 避難活動を実施する

- 1 避難情報の発令及び警戒区域の設定を行う…………… 第4章-1-12
- 2 避難の方法…………… 第4章-1-16
- 3 避難場所等の開設を行う…………… 第4章-1-18
- 4 災害時帰宅困難者を支援する…………… 第4章-1-20
- 5 広域避難・広域一時滞在…………… 第4章-1-20
- 6 愛玩動物（ペット）の救護対策を実施する…………… 第4章-1-21
- 7 指定避難場所等の閉鎖…………… 第4章-1-22

第5節 広報・広聴活動を行う

- 1 広報を行う…………… 第4章-1-23
- 2 広聴を行う…………… 第4章-1-24

第6節 - 1 消防応急対策を実施する（風水害編）

- 1 消防責任…………… 第4章-1-25
- 2 消防組織を編成する…………… 第4章-1-25
- 3 消防関係者を動員する…………… 第4章-1-25
- 4 出動計画を明確にする…………… 第4章-1-26

5	火災防衛活動を実施する	第4章-1-26
6	救助・救急活動を実施する	第4章-1-29
7	危険物等の安全を確保する	第4章-1-29
8	消防広域応援活動を実施する	第4章-1-31

第6節 - 2 消防応急対策を実施する（地震・津波編）

1	消防活動の基本方針	第4章-1-33
2	消防組織を編成する（初動体制）	第4章-1-33
3	情報を収集する	第4章-1-35
4	交通規制を実施する	第4章-1-36
5	火災防衛活動を実施する	第4章-1-36
6	救助・救急活動を実施する	第4章-1-37
7	増強隊を運用する	第4章-1-38
8	消防団活動を実施する	第4章-1-38
9	消防広域応援活動を実施する	第4章-1-38

第7節 医療救護関連活動を行う

1	実施責任機関	第4章-1-39
2	医療救護チームの派遣を要請する	第4章-1-39
3	救護所を設置する	第4章-1-39
4	地域救護活動を行う	第4章-1-40
5	医療及び助産活動を行う	第4章-1-40
6	災害医療情報の総合的な収集、提供を行う	第4章-1-40
7	医療助産用資機材の調達等を行う	第4章-1-41
8	要配慮者への対策を行う	第4章-1-41
9	社会福祉施設等の応急対策を行う	第4章-1-42
10	応急仮設住宅における環境整備を行う	第4章-1-42

第8節 救急医療活動を行う

1	関係機関の業務分担	第4章-1-43
2	救急医療対策の方法	第4章-1-43
3	ヘリコプターの出動要請を行う	第4章-1-45
4	救急活動を行う	第4章-1-46

第9節 被災者救出活動を行う

1	実施責任機関	第4章-1-47
2	救出基準	第4章-1-47
3	救出班を編成する	第4章-1-47
4	救出方法	第4章-1-48
5	自主防災組織等の活動	第4章-1-49

第10節 相互応援協力を行う

- 1 他の地方公共団体等への応援要請及び派遣を行う…………… 第4章-1-50

第11節 自衛隊派遣を要請する

- 1 派遣要請の基準…………… 第4章-1-52
- 2 自衛隊派遣要請要領…………… 第4章-1-52
- 3 自衛隊による自主的な災害派遣…………… 第4章-1-54
- 4 消防及び自衛隊の相互協力…………… 第4章-1-54
- 5 自衛隊への後方支援を行う…………… 第4章-1-54
- 6 撤収の要請…………… 第4章-1-55
- 7 災害派遣部隊の撤収…………… 第4章-1-55
- 8 災害派遣に伴う経費の負担…………… 第4章-1-55
- 9 災害派遣時における自衛官の権限…………… 第4章-1-55

第12節 災害救助法を適用する

- 1 災害救助法実施責任機関及び費用負担…………… 第4章-1-57
- 2 救助の種類…………… 第4章-1-57
- 3 災害救助法の適用基準…………… 第4章-1-58
- 4 災害救助法の適用手続きを行う…………… 第4章-1-58
- 5 災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲…………… 第4章-1-58

第13節 障害物を除去する

- 1 実施責任機関…………… 第4章-1-59
- 2 障害物除去の基準…………… 第4章-1-59
- 3 障害物除去等の方法…………… 第4章-1-59
- 4 道路上等の災害廃棄物を処理する…………… 第4章-1-60
- 5 南海トラフ地震の津波対策を行う…………… 第4章-1-60

第14節 交通輸送活動を行う

- 1 被災情報及び交通情報を収集する…………… 第4章-1-61
- 2 交通応急対策を行う…………… 第4章-1-61
- 3 災害輸送を行う…………… 第4章-1-64

第15節 食料供給活動を行う

- 1 実施責任機関…………… 第4章-1-66
- 2 応急給食を実施する…………… 第4章-1-66

第16節 給水活動を行う

- 1 実施責任機関…………… 第4章-1-69
- 2 応急給水を実施する…………… 第4章-1-69
- 3 給水施設の応急復旧を行う…………… 第4章-1-70

第17節 物資供給活動を行う

- 1 実施責任機関…………… 第4章-1-71
- 2 物資供給基準…………… 第4章-1-71
- 3 緊急物資を確保する…………… 第4章-1-71
- 4 物資供給数量を検討する…………… 第4章-1-72
- 5 緊急物資の受入れを行う…………… 第4章-1-72
- 6 物資を供給する…………… 第4章-1-72

第18節 死体処理活動を行う

- 1 実施責任機関…………… 第4章-1-73
- 2 死体処理基準…………… 第4章-1-73
- 3 死体処理班の編成及び組織…………… 第4章-1-74
- 4 死体の処理方法…………… 第4章-1-74
- 5 死体を收容、安置する…………… 第4章-1-74
- 6 死体処理に要する車両等を調達する…………… 第4章-1-74
- 7 広域火葬の実施について…………… 第4章-1-75

第19節 環境整備活動を行う

- 1 廃棄物を収集処理する…………… 第4章-1-76
- 2 し尿を収集処理する…………… 第4章-1-77
- 3 災害廃棄物処理に関する応援要請…………… 第4章-1-77
- 4 環境対策を実施する…………… 第4章-1-77

第20節 感染症対策活動を行う

- 1 実施責任機関…………… 第4章-1-79
- 2 感染症対策係及び衛生指導係を編成する…………… 第4章-1-79
- 3 感染症対策を実施する…………… 第4章-1-79
- 4 資材の在庫管理及び調達を行う…………… 第4章-1-80
- 5 食品衛生対策を実施する…………… 第4章-1-80

第21節 ボランティア等との協力活動を行う

- 1 ボランティア等との協力活動を行う…………… 第4章-1-81
- 2 ボランティアへの支援、連携を行う…………… 第4章-1-81
- 3 災害ボランティアの受入体制…………… 第4章-1-82

第22節 鉄道施設の応急活動を行う

- 1 西日本旅客鉄道株式会社等が行う応急活動（風水害編）…………… 第4章-1-83
- 2 西日本旅客鉄道株式会社等が行う応急活動（地震津波編）…………… 第4章-1-84
- 3 阪急電鉄株式会社が行う応急活動（風水害編）…………… 第4章-1-86
- 4 阪急電鉄株式会社が行う応急活動（地震津波編）…………… 第4章-1-87
- 5 阪神電気鉄道株式会社が行う応急活動（風水害編）…………… 第4章-1-88
- 6 阪神電気鉄道株式会社が行う応急活動（地震津波編）…………… 第4章-1-88

第23節 電気事業の応急活動を行う

- 1 電力施設等の現況…………… 第4章-1-90
- 2 関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社が行う応急活動…………… 第4章-1-90

第24節 ガス施設の応急活動を行う

- 1 大阪ガスネットワーク株式会社が行う応急活動…………… 第4章-1-94

第25節 電気通信施設の応急活動を行う

- 1 電気通信設備の担当機関…………… 第4章-1-96
- 2 災害対策本部の体制…………… 第4章-1-96
- 3 西日本電信電話株式会社（兵庫支店）が行う応急活動…………… 第4章-1-96

第26節 下水道等施設の応急対策を実施する

- 1 災害発生直後に対応する…………… 第4章-1-99
- 2 下水道等施設の対策を行う…………… 第4章-1-99
- 3 応急復旧資機材を確保する…………… 第4章-1-100
- 4 対策要員を確保する…………… 第4章-1-100
- 5 対策要員の安全を確保する…………… 第4章-1-100
- 6 災害時における使用制限を広報し代替え施設を確保する…………… 第4章-1-100
- 7 排水施設の応急復旧対策を実施する…………… 第4章-1-101

第27節 工業用水道を確保する

- 1 災害発生直後に対応する…………… 第4章-1-102
- 2 復旧過程に対応する…………… 第4章-1-102

第28節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策を行う

- 1 実施体制…………… 第4章-1-103
- 2 公共土木施設の応急復旧…………… 第4章-1-104

第29節 住宅対策活動を行う

- 1 住宅対策の種類と順序…………… 第4章-1-105
- 2 応急仮設住宅を供与する…………… 第4章-1-105
- 3 住宅応急修理を行う…………… 第4章-1-106
- 4 市営住宅等の応急措置を行う…………… 第4章-1-107
- 5 災害公営住宅を整備する（公営住宅法）…………… 第4章-1-107
- 6 兵庫県住宅再建共済制度…………… 第4章-1-108

第30節 文教対策活動を行う

- 1 教育施設の応急復旧対策を行う…………… 第4章-1-109
- 2 教育実施の方法…………… 第4章-1-110
- 3 学用品を給与する（災害救助法による実施基準）…………… 第4章-1-110
- 4 授業料の減免、就学補助の措置を行う…………… 第4章-1-110

5	給食の措置を行う	第4章-1-111
6	教育実施者の確保措置を行う	第4章-1-111
7	社会教育施設の管理及び応急復旧等を行う	第4章-1-111
8	文化財、歴史的資料等の被害調査等を行う	第4章-1-111
9	児童、生徒等の健康管理を行う	第4章-1-112